

## 小千谷市防犯カメラ設置補助事業について

本市では令和4年度から、地域の防犯力の向上を図るため、防犯カメラを設置しようとする地域団体に対し、設置費用の一部を補助します。

### ○ 補助対象団体

- ・市内の町内会、商店街の連合組織などの防犯活動を行う団体

### ○ 補助金の額

- ・補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
- ・1台につき最大10万円

### ○ 補助対象経費

- ・防犯カメラの購入経費・設置工事経費、防犯カメラの設置を示す設置表示板の作成及び設置経費

### ○ 申請期限

- ・令和4年6月30日（木）

### ○ その他

- ・設置するための要件がありますので、設置を希望する団体は、事前に下記担当までご相談ください。
- ・小千谷市ホームページに「防犯カメラ補助金交付要綱」や「申請様式」を掲載していますので、詳しくはそちらもご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

小千谷市市民生活課 生活安全係

担当：赤塚・丸山 電話 TEL：83-3516